

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、「こにゃんの森エネルギー研究会」と称する。

(事務所)

第2条 こにゃんの森エネルギー研究会は、主たる事務所を湖南省内に置く。

第2章 目的及び事業

(会の目的)

第3条 この会は、再生可能な木質系のバイオマス資源を成型したバイオ燃料である木質ペレット燃料や薪の利用促進が、地域の環境・経済・雇用・エネルギー問題の解決に有効であるという観点から、木質ペレット燃料に対する理解を深め、その生産と利用のシステムを社会に適切に導入するための事業を行い、もって二酸化炭素排出抑制による地球温暖化防止やエネルギー安全保障の向上、森林資源の循環利用の推進等に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 こにゃんの森エネルギー研究会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 普及啓発活動
- (2) ネットワーク活動
- (3) 調査研究事業
- (4) 政策提言
- (5) 上記に関連する事業一切

第3章 会員

(種別)

第5条 こにゃんの森エネルギー研究会の会員は、次の4種とする。

- (1) 個人会員 この会の目的に賛同し、入会した個人
- (2) 企業・団体会員 この会の目的に賛同し、入会した企業及び団体
- (3) 非営利団体会員 この会の目的に賛同し、入会した非営利団体
- (4) 学生会員 この会の目的に賛同し、入会した個人のうち、本会が認める学校に在学する個人

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、事務局長が別に定める入会申込書を事務局長に申し込むものとし、事務局長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 事務局長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第7条 会員は、運営委員会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失するものとする。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である企業及び団体が消滅したとき
- (3) 1年以上年会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員は、事務局長が別に定める退会届を事務局長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、事務局長はこれを除名することができる。

- (1) この会則等に違反したとき
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、年会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員等

(種別及び定数)

第12条 こにゃんの森エネルギー研究会は、団体の円滑な運営のために次の役員を置く。

- (1) 運営委員 3名以上

- (2) 監事 1 名
- (3) 事務局長 1 名

(選任等)

第 13 条 運営委員は、総会において会員の中から選任する。

- 2 監事は、総会において会員の中から選任する。監事は、この会の他の役員を兼ねることができない。
- 3 事務局長は、運営委員会において運営委員の中から選任する。

(職務)

第 14 条 役員は以下の職務を遂行する。

- 2 運営委員は、運営委員会を構成し、団体の目的の実現のために活動する。
- 3 監事は、事務局長、運営委員の業務執行および団体の財産の状況を監査する。
- 4 事務局長はこの会を代表し、運営委員に諮りつつ、業務の実施を総括する。

(任期等)

第 15 条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現在の 任期の残存期間とする。

(欠員補充)

第 16 条 役員が第 12 条に定める定数より欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、これを解任する事ができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第 18 条 役員のうち、公務上の身分を有するもの、その他の事情を有するものは、報酬を受け取る事ができない。ただし、職務を遂行するために要した費用を実費弁済することができる。

(事務局)

第 19 条 この会に事務局を置く。

2 事務局の組織および運営に関し必要な事項については、運営委員会が別に定める。

(顧問)

第 20 条 運営委員会の選任により、この会に顧問を置くことができる。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 会則の変更
- (4) 役員を選任又は解任
- (5) その他、運営に必要な事項

(開催)

第 24 条 通常総会は毎年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 運営委員会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 会員の過半数以上から招集の請求があったとき

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(議決等)

第 26 条 総会の議決は、出席会員の過半数をもって成立する。

2 各会員の表決権は、平等なるものとする。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が押印もしくは署名しなければならない。

第6章 運営委員会

(構成)

第 28 条 運営委員会は、運営委員をもって構成し、事務局長が議長をつとめる。

(権能)

第 29 条 運営委員会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 30 条 運営委員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 事務局長が必要と認めたとき
- (2) 運営委員総数の2分の1以上から招集の請求があったとき

(議決等)

第 31 条 運営委員会において議決を行う際には、出席運営委員総数の過半数をもって成立する。 2
各運営委員の表決権は、平等なるものとする

(議事録)

第 32 条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員総数及び出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 34 条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び年会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 35 条 この会の資産は、事務局長が管理し、その管理方法は、事務局長が運営委員会の議決を経て別に定める。

(事業計画及び予算)

第 36 条 この会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この会の事業報告書、収支決算書等に関する書類は、毎事業年度終了後、監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 38 条 この会の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

第9章 会則の変更、解散及び合併

(会則の変更)

第 39 条 この会が会則を変更しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(解散)

第 40 条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業継続の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産

(残余財産の帰属)

第 41 条 この会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、運営委員会で定めるものに帰属する。

第 10 章 雑則

(細則)

第 42 条 この会則の施行に必要な細則は、運営委員会の議決を経て、事務局長がこれを定める。附則

1 この会則は、この会の成立の日（2016 年 6 月 1 日）から施行する。

2 この会の設立当初の役員は別途公表する。なお、選任の方法は第 13 条の規定にかかわらない。

3 この会の設立当初の事業計画および収支予算は、第 23 条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによるものとする。

4 この会の設立当初の事業年度は、第 38 条の規定にかかわらず、成立の日から 2030 年 7 月 30 日までとする。

5 この会の設立当初の入会金及び年会費は、第 7 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 個人会員：1,000 円 ・ 企業・団体会員：1 口につき 10,000 円で 1 口以上・
非営利団体会員：1 口につき 1,000 円で 1 口以上 ・ 学生会員：0 円

(2) 年会費 個人会員：1,000 円 企業・団体会員：1 口につき 30,000 円で 1 口以上 ・
非営利団体会員：1 口につき 3,000 円で 1 口以上 ・ 学生会員：1,000 円